資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成24年10月30日

審査部局長

北海道財務局長	吉田　英都
東北財務局長	北村　　信
関東財務局長	菅野　良三
北陸財務局長	篠原　　寛
東海財務局長	乙部　辰良
近畿財務局長	池田　篤彦
中国財務局長	垣水　純一
四国財務局長	吉川　正一
九州財務局長	池田　　潤
福岡財務支局長	御園生　功

◎調達機関番号　015

◎所在地番号　01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

1　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

〔掲載の順序　契約の種類：業種の区分〕

⑴　建設工事（総合建設工事）：

1　土木一式工事　2　建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）：

1　大工工事　2　左官工事　3　とび・土工・コンクリート工事　4　石工事　5　屋根工事　6　電気工事　7　管工事　8　タイル・れんが・ブロック工事　9　鋼構造物工事　10　鉄筋工事　11　ほ装工事　12　しゅんせつ工事　13　板金工事　14　ガラス工事　15　塗装工事　16　防水工事　17　内装仕上工事　18　機械器具設置工事　19　熱絶縁工事　20　電気通信工事　21　造園工事　22　さく井工事　23　建具工事　24　水道施設工事　25　消防施設工事　26　清掃施設工事　27　その他

⑶　測量・建設コンサルタント等：

1　測量　2　建築士事務所　3　建設コンサルタント　4　地質調査　5　補償コンサルタント　6　土地家屋調査　7　計量証明　8　その他

2　申請の時期

平成24年12月３日から平成25年１月15日までを集中受付期間とする（郵送による場合は当日消印有効）。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとする。

なお、上記期間以降においても随時に受付を行うが、平成25年４月１日以降の入札に間に合わない場合もあるので、留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　持参又は郵送による申請　各財務（支）局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、別記１に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。

また、インターネットにより各財務（支）局ホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。

②　インターネットによる申請

ⓐ　契約の種類　建設工事　別記２のホームページアドレスへアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ⓑ　契約の種類　測量・建設コンサルタント等

別記２のホームページアドレスへアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、別記２のホームページアドレスにアクセスし、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑶②の(d)から(g)までに掲げる書類を添付し、別記４に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法

①　持参又は郵送による申請　各財務（支）局単位で付与する競争参加資格は、各財務（支）局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、持参又は郵送（但し書留郵便とする。）による申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に持参又は郵送による申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記１に掲げる提出場所のうちのいずれか１ヵ所に提出することとする。

②　インターネットによる申請

ⓐ　契約の種類　建設工事　インターネットを使用して建設工事の競争参加資格を申請する者は、⑴②ⓐで得た入力プログラムを用いて作成した申請データを、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に別記２のホームページアドレスへアクセスし、⑴②ⓐにより入手したパスワードを用いて送信するものとする。この場合において、添付書類として国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、又は納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）のいずれかを別記５に掲げる送付先にファクシミリにより、或いは、⑴②ⓐで得たプログラムを用いて送信するものとする。

なお、添付書類中の「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるもののみを有効な添付書類とするほか、集中受付期間内に「納税証明書その３等」が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかったものとする。

ⓑ　契約の種類　測量・建設コンサルタント等

インターネットを使用して測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を申請する者は、⑴②ⓑで得た入力プログラムを用いて作成した申請データを、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に別記２のホームページアドレスへアクセスし、⑴②ⓑにより入手したパスワードを用いて送信するものとする。

⑶　持参又は郵送による申請の添付書類

①　契約の種類　建設工事

ⓐ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

ⓑ　工事経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　納税証明書その３等又はその写し

ⓔ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

ⓕ　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

ⓖ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓗ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓘ　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次のⓙ～ⓚの書類を添付するものとする。

ⓙ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓚ　財務諸表類（直前２年度分）

平成23・24年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の⑴～⑽の書類を合わせて添付するものとする。

⑴　更生手続等開始の決定書の写し

⑽　貸借対照表及び損益計算書

⑽　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類